

年金時効特例法について

《今までの取扱い》

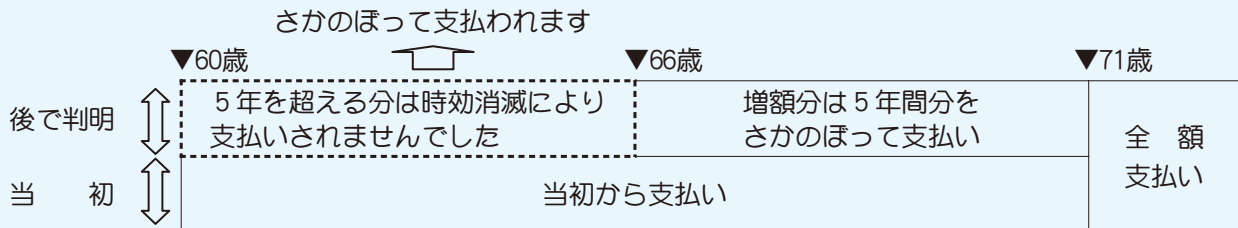
年金記録が訂正された結果、年金額が増額された場合でも、時効により5年以上前の年金は支払いされませんでした。

《今後の取扱い》

「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼって支払われます。

〔具体例〕

60歳から年金受給していた方で、71歳の時追加すべき年金記録が見つかった場合



《手続きの仕方》

①今後年金記録が訂正される方

年金記録が訂正されると自動的に5年を経過した分の年金額も支払いされますので、支払いの手続きの必要はありません。

年金記録に不備がある場合、年金記録の訂正手続きは必要です。自分の記録に間違いが無いか確認しましょう。

②既に年金記録が訂正されている方

既に年金記録が訂正され、時効により5年以上前の年金を受けることができなかった方は、手続きにより支払いを受けることができます。

9月以降簡単に手続きができるよう、あらかじめ記載事項を印字した手続き用紙が社会保険庁から送付されます。忘れずに手続きしてください。万一用紙が届かない場合でも、対象者でしたら手続きできますのでお問い合わせください。

年金時効特例法は、年金記録の訂正に伴う支払期間の時効を取り払うものです。自分の都合による未請求や、請求漏れについては、今までどおり時効は5年間となっていますので、年金の請求漏れの無いよう注意してください。

《問い合わせ先》

- ・役場保健福祉課窓口グループ及び各支所
- ・函館社会保険事務所 (☎0138-56-1161)
- ・年金ダイヤル (☎0570-05-1165)
- ・社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)

国民年金保険料納付のご案内をしております!

国民年金保険料の納付が納期限を過ぎても確認されない場合、社会保険事務所の職員や、社会保険事務局が委託した

『(株)オリエントコーポレーション』

が電話による納付のご案内を行っています。また、夜間や休日にも電話をおかけしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

国民年金基金のおしらせ

国民年金の上積み年金として国民年金基金の制度があります。

国民年金基金に加入できるのは、20歳から60歳までの国民年金保険料を納めている方です。

《問い合わせ先》

北海道国民年金基金 電話 0120-65-4192
役場保健福祉課窓口グループ及び各支所にパンフレットを置いてありますのでお知らせします。